

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 27 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛
てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計
らいをお願いします。

別添

消食基第133号
令和7年2月27日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第27号）
及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令和
7年内閣府告示第28号）が本日告示され、その内容等について別添のとおり各都
道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周
知等をお願いします。

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第27号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第28号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 規格基準告示関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬イミシアホス、農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、農薬キノメチオナート、飼料添加物ジブチルヒドロキシトルエン、農薬1-ナフタレン酢酸、農薬フェンプロピジン並びに農薬フルオピラム

2 対象外物質告示関係

飼料添加物アナカルド酸を人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）に追加したこと。

第2 施行期日

1 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和7年2月27日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和8年2月27日）から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬等	食品
イミシアホス	ごぼう、なす、すいか及びすいか（果皮を含む。）
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	キャベツ、しゅんぎく、未成熟えんどう、かき及びくり
キノメチオナート	きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、レモン、ライム及びかき
ジブチルヒドロキシトルエン	鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分
1-ナフタレン酢酸	グレープフルーツ、マルメロ及びおうとう（チェリーを含む。）
フルオピラム	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、はくさい、キャベツ、ごぼう、サルシフィア、チコリ、その他のきく科野菜、パースニップ、その他のせり科野菜、ピーマン、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、オクラ、なつみかんの果実全体、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、りんご、日本なし、西洋なし、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、クランベリー、ぶどう、バナナ、グアバ、その他の果実、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

3 対象外物質告示関係

告示の日から施行すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。
- (2) 今回残留基準値を設定する「イミシアホス」の規制対象は、イミシアホスのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (3)ー① 今回残留基準値を設定する「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ、代謝物A【N,N-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】並びにアルカリ条件下で加水分解及び酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物とし、畜産物にあつては、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aとする。ただし、チオシクラムシュウ酸塩、ベンスルタップ及び代謝物Aは、カルタップ塩酸塩の濃度に換算すること。
- (3)ー② なお、改正前の残留の規制対象は、カルタップ塩酸塩、カルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムシュウ酸塩をカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムをカルタップ塩酸塩に換算したもの、ベンスルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、代謝物A【N,N-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】をカルタップ塩酸塩に換算したもの並びにアルカリ条件下で加水分解及び酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物をカルタップ塩酸塩に換算したものの和とすること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「キノメチオナート」の規制対象は、キノメチオナートのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「ジブチルヒドロキシトルエン」の規制対象は、ジブチルヒドロキシトルエンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(6) 今回残留基準値を設定する「1-ナフタレン酢酸」の規制対象は、1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む。）とすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(7) 今回残留基準値を設定する「フェンプロピジン」の規制対象は、フェンプロピジンのみとすること。

なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

(8) 今回残留基準値を設定する「フルオピラム」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、フルオピラムのみとし、畜産物にあっては、フルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】とする。

ただし、代謝物M21はフルオピラムの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

(1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬カルタップに係る新規農薬登録並びに農薬イミシアホス、農薬カルタップ、農薬チオシクラム、農薬キノメチオナート、農薬1-ナフタレン酢酸及び農薬フルオピラムに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

(2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬イミシアホス（殺線虫剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.02	0.02
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.3	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	1	1
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	0.02	0.02
ごぼう	●	0.02
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
にら	0.02	0.02
その他のゆり科野菜	○ 0.09	0.02
にんじん	○ 0.09	0.03
トマト	0.3	0.3
ピーマン	0.7	0.7
なす	● 0.2	0.3
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか	●	0.1
すいか（果皮を含む。）	● 0.1	
メロン類果実	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.2	0.2
ほうれんそう	0.5	0.5
オクラ	0.03	0.03
えだまめ	0.02	0.02
その他の野菜	0.2	0.2
いちご	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.3	0.3
とうもろこし	0.1	0.1
その他の穀類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	3
かぶ類の根	○ 0.7	
かぶ類の葉	○ 20	
はくさい	2	2
キャベツ	● 0.5	0.7
チンゲンサイ	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	1	1
しゅんぎく	● 0.7	0.8
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	2	2
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	5	5
にら	1	1
アスパラガス	0.7	0.7
わけぎ	0.7	0.7
その他のゆり科野菜	○ 2	
セロリ	15	15
ほうれんそう	3	3
しょうが	0.2	0.2
未成熟えんどう	● 2	3
未成熟いんげん	2	2
その他の野菜	1	1
みかん（外果皮を含む。）	○ 1	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 3	
ネクタリン	○ 3	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.5	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 10	

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	○ 5	2
かき	● 0.3	0.4
キウイー（果皮を含む。）	6	6
くり	● 0.02	0.03
茶	30	30
ホップ	10	10
その他のスパイス	○ 5	
その他のハーブ	○ 5	1
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬キノメチオナート（殺虫剤／殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	0.6	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.4	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.3	0.05
すいか	● /	0.05
すいか（果皮を含む。）	● 0.08	/
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.7	/
まくわうり	0.05	0.05
その他のうり科野菜	0.5	0.5
オクラ	0.7	0.7
その他の野菜	0.5	0.5
みかん	● /	0.1
みかん（外果皮を含む。）	● 1	/
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	● 0.2	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	● 0.2	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
いちご	0.5	0.5
かき	●	0.05
その他のスパイス	○ 6	5
その他のハーブ	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

飼料添加物ジブチルヒドロキシトルエン（抗酸化剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	○ 0.2	0.04
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	0.08
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.4	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	3	3
その他の家きんの脂肪	3	3
鶏の肝臓	0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	● 0.2	3
その他の家きんの食用部分	● 0.2	3
鶏の卵	0.6	0.6
その他の家きんの卵	0.6	0.6
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（その他の魚類に限る。）	○ 100	10
魚介類（甲殻類に限る。）	0.1	0.1

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬1-ナフタレン酢酸（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03	0.03
メロン類果実（果皮を含む。）	0.02	0.02
みかん（外果皮を含む。）	4	4
なつみかんの果実全体	4	4
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	● 4	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
マルメロ	●	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.1
アボカド	○ 0.05	
マンゴー	0.02	0.02
その他の果実	○ 0.7	0.1
茶	○ 60	
その他のスパイス	30	30
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フェンプロピジン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
バナナ	○ 10	
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 2	
小麦	○ 0.2	
大麦	○ 0.4	
ライ麦	○ 0.2	
とうもろこし	○ 0.02	
そば	○ 0.4	
その他の穀類	○ 0.6	
大豆	● 0.3	2
小豆類	● 0.2	1
えんどう	● 0.7	2
そら豆	● 0.2	2
らっかせい	0.2	0.2
その他の豆類	● 0.7	2
ばれいしょ	○ 0.2	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	○ 0.2	0.1
やまいも（長いもをいう。）	0.1	0.1
その他のいも類	0.1	0.1
てんさい	0.1	0.1
さとうきび	○ 0.08	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.03	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.07	30
かぶ類の根	●	0.3
かぶ類の葉	●	30
西洋わさび	●	0.3
はくさい	●	5
キャベツ	● 3	4
芽キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	0.09	0.09
ブロッコリー	0.3	0.3
ごぼう	● 0.09	0.3
サルシフィー	●	0.3
アーティチョーク	○ 0.4	
チコリ	● 0.2	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	●	30
たまねぎ	0.4	0.4
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	0.7

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
にんにく	0.4	0.4
アスパラガス	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	○ 15	0.4
にんじん	0.4	0.4
パースニップ	●	0.3
その他のせり科野菜	●	30
トマト	1	1
ピーマン	● 3	4
なす	● 0.5	4
その他のなす科野菜	4	4
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	0.6
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.3	0.6
しろうり	● 0.8	1
メロン類果実	● /	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	● 0.8	/
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.8	
その他のうり科野菜	●	0.6
オクラ	●	4
しょうが	0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.2	
未成熟いんげん	○ 1	
その他の野菜	○ 0.1	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.6	
なつみかんの果実全体	● 0.4	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.6	1
グレープフルーツ	● 0.4	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	● 0.8	1
日本なし	● 0.8	3
西洋なし	● 0.8	3
マルメロ	0.8	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.5	
もも	● /	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	● 1	/
ネクタリン	● 1	5

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
あんず（アプリコットを含む。）	● 1	5
すもも（プルーンを含む。）	● 0.5	1
うめ	●	5
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	5
いちご	● 0.4	5
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	7	7
クランベリー	●	7
ハックルベリー	7	7
その他のベリー類果実	7	7
ぶどう	● 2	5
バナナ	● 0.8	1
グアバ	●	7
マンゴー	○ 1	
その他の果実	● 0.5	2
ひまわりの種子	0.7	0.7
ごまの種子	● 0.3	5
べにばなの種子	0.7	0.7
綿実	0.8	0.8
なたね	● 1	5
その他のオイルシード	● 0.3	5
ぎんなん	● 0.04	0.05
くり	● 0.04	0.05
ペカン	● 0.04	0.05
アーモンド	● 0.04	0.05
くるみ	● 0.04	0.05
その他のナッツ類	● 0.04	0.05
コーヒー豆	○ 0.01	
ホップ	60	60
その他のスパイス	○ 70	0.1
その他のハーブ	○ 70	4
牛の筋肉	○ 2	0.8
豚の筋肉	● 0.1	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	0.8
牛の脂肪	○ 2	0.8
豚の脂肪	● 0.09	0.8

農薬フルオピラム（殺菌剤／殺線虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	0.8
牛の肝臓	○ 10	5
豚の肝臓	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 10	5
牛の腎臓	○ 10	0.8
豚の腎臓	● 0.08	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 10	0.8
牛の食用部分	○ 10	5
豚の食用部分	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 10	5
乳	○ 2	0.6
鶏の筋肉	● 0.07	0.5
その他の家きんの筋肉	● 0.07	0.5
鶏の脂肪	● 0.07	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.07	0.5
鶏の肝臓	● 0.3	2
その他の家きんの肝臓	● 0.3	2
鶏の腎臓	● 0.3	2
その他の家きんの腎臓	● 0.3	2
鶏の食用部分	● 0.3	2
その他の家きんの食用部分	● 0.3	2
鶏の卵	● 0.2	1
その他の家きんの卵	● 0.2	1
はちみつ	○ 0.05	
精米	○ 0.5	
干しぶどう	○ 5	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。